

## **[事案 30-205] がん入院給付金支払請求**

・平成 31 年 2 月 28 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

約款上の支払理由に該当しないとしてがん入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主な主張>**

被保険者は、大腸ポリープで入院して手術を受け、その後大腸がんで入院し、病理組織診断の結果、結腸がんの診断確定を受けたので、昭和 51 年 7 月に契約したがん保険にもとづき、がん入院給付金を請求したところ、大腸ポリープによる入院（以下、「本入院」という）については、約款上の支払理由に該当しないとして、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、本入院についても入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 大腸ポリープと同時に認められた大腸 LST が、その後の入院で診断確定された大腸がんである。
- (2) 診断確定に至る一連の因果関係が本入院にもあるので、がん入院給付金の支払対象となる「がん診断確定日前の入院」とみなされるべきである。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本入院は、約款において入院給付金の支払理由として定める「がんの治療を受けることを直接の目的として入院」あるいは「入院中にがんを直接の原因として治療したとき」に該当しない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本入院はがん入院給付金の支払理由に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。